

徳島県規則第42号

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年6月12日

徳島県知事 後藤 田 正 純

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

徳島県優良宅地認定事務に関する規則（平成18年徳島県規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第13条の3第8項第2号ロ」を「第13条の3第9項第2号ロ」に、「第21条の19第9項第2号ロ」を「第21条の19第10項第2号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。